

令和4年

郡山市教育委員会

1月定例会議事録

令和4年 郡山市教育委員会 1月定例会議事録

日 時 令和4年1月27日(木) 午後1時30分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 教 育 長 阿 部 亜 巳
職務代理者

委 員 今 泉 玲 子 委 員 阿 部 晃 造

委 員 藤 田 浩 志 委 員 田 中 里 香

出 席 者 教育総務部長 朝 倉 陽 一
学校教育部長 小 山 健 幸
教育総務部次長兼総務課長 佐 久 間 健 一
学校教育部次長 ((併)こども部次長) 三 津 間 義 郎
こども部次長 ((併)学校教育部次長) 相 楽 靖 久
生涯学習課長 青 柳 光 信
中央公民館長 渡 辺 雅 彦
中央図書館長 二 瓶 齊
美術館長 菅 野 洋 人
学校管理課長 嶋 忠 夫
学校教育推進課長 鈴 木 重 行
教育研修センター所長 難 波 和 生
総合教育支援センター所長 大 竹 学
こども政策課長 伊 藤 恵 美

書 記 橋 本 佑 也

会 議 次 第

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長の報告

4 議 事

議案第1号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（条例）

議案第2号 令和3年度3月補正予算について

議案第3号 令和4年度当初予算について

5 そ の 他

（1）新型コロナウイルス感染症関連について

（2）郡山市放課後児童クラブ条例の制定について

6 各課報告

7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和4年1月定例会を開会いたします。

本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。

なお、本日は傍聴人はおられません。

はじめに、私から一言申し上げたいと思います。

昨年の12月31日に田中里香委員が教育委員会委員の1期目の任期を終えられました。これに伴い、令和3年郡山市議会12月定例会において、田中里香委員の再任について同意を得て、1月1日付けで再任されましたので、御報告いたします。

引き続き、よろしく願いいたします。

次に、令和3年12月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

（なし）

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

令和3年12月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、教育長報告として1件を御報告いたします。

令和4年1月14日に福島市で開催されました福島県市町村教育委員会連絡協議会令和3年度第2回理事会に阿部教育長職務代理者とともに出席してまいりました。内容等につきましては、資料のとおりでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長 次に、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第1号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（条例）」、議案第2号「令和3年度3月補正予算について」、議案第3号「令和4年度当初予算について」、以上3件が提出されております。議事の全ての案件が郡山市議会3月定例会に提出予定の案件でありますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。

委員の皆様にお諮りいたします。

「議案第1号」から「議案第3号」までの全ての案件の審議について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教 育 長 出席者全員の賛成でありますので、議事の「議案第1号」から「議案第3号」までの案件の審議については、非公開とすることに決しました。

つきましては、非公開の案件については、後ほどの「6 各課報告」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、「5 その他」に入ります。それでは、(1)「新型コロナウイルス感染症関連について」、教育総務部長及び学校教育部長からそれぞれお願いします。

教育総務部長 新型コロナウイルス感染症関連についてであります。私からは、本市の状況について、福島県まん延防止等重点措置について、まん延防止等重点措置適用期間における市有施設の開館状況について、の3点について御説明いたします。

はじめに、本市における新型コロナウイルス感染症の状況についてであります。令和4年1月24日に開催された第27回郡山市新型コロナウイ

ルス対策本部会議で示された現時点の最新情報に基づき御説明いたします。市内の陽性者数は、年が明けてから急激に増加しており、1月23日には45名、昨日には100名との発表がありました。なお、本日も70名と発表されております。また、県全体においても367名との発表があり、過去最多を更新しております。県が設定する感染状況を把握するためのモニタリング指標については、1月23日現在で、人口10万人当たりの「新規陽性者数」、「療養者数」がレベル3となっております。1月の感染源の状況については、1月3日から1月9日までは「県外」が最多で38%を占めており、年末年始の人の移動が主な原因であると分析されます。最新の1月17日から1月23日までは「家族」が31%、「職場・学校等」が19%で計50%を占めているとともに、「感染経路不明」が1月3日から1月9日までが21%であったのに対し、大幅に増加して最多の40%となっております。市内のクラスターの発生状況については、昨年9月以来の発生であります。1月に入ってから3件が確認されております。また、同会議の席上において、市長から市民の皆様へ、「ワクチン接種が済んでいない幼・保・小のこども達を守りましょう」、さらに、「オミクロン 重症化しにくいが感染力強い」と題しまして、「1 お出かけ前、登校前に検温を!」、「2 体調不良時は、入社・登校は控える!」、「3 換気の徹底 密閉・密集・密接に注意!」、「4 マスク着用 帰宅後は手洗い・うがい!」、「5 不要不急の外出は、控える!」、以上5つのお願い、というメッセージの発信がありました。また、市長から、本市をまん延防止等重点措置区域とするよう県知事に要請する旨の意思表示が同会議においてありました。

次に、福島県まん延防止等重点措置についてであります。先の市長の要請の結果、県により、本市が、福島市、会津若松市、いわき市、南相馬市とともに、重点措置の適用対象となりました。適用期間は1月27日から2月20日までであります。1月28日に開催されました福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、「営業時間短縮の要請時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない」、「感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛、感染リスクの高い行動を控える」、「基本的な感染防止対策の徹底」、が県民の皆様へのお願いとしてありました。また、飲食店へは、「営業時間の短縮」や「酒類提供の自粛」、「同一グループ・同一テーブルでの5人以上での会食を避ける」ようお願いがありました。その他、大規模施設、イベント開催事業者、全ての事業者、大学・専門学校等、小・中・高等学校、医療機関、高齢者・福祉施設などへのお願いがありますが、詳細は資料を御覧ください。

次に、まん延防止等重点措置適用期間中における市有施設の対応についてですが、利用者の皆様には、施設の利用に当たっては県の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえ、「マスクの着用」、「体温測定等の健康チェック」、「身体的距離の確保」、「換気などの基本的な感染対策」を改めて徹底いただくことを基本として、各施設の実情に応じた対応としております。まず、各ふれあいセンター、コミュニティセンター、中央公民館・同分館、勤労青少年ホーム、公会堂、地区地域公民館、安積総合学習センター、富久山総合学習センター、少年湖畔の村、青少年会館は、利用人数の制限を行った上で開館しております。中央図書館、希望ヶ丘・安積・富久山図書館についても、閲覧席を減らした上で開館しております。公民館については、様々な利用形態がありますので、利用者の皆様には御不便をおかけしますが、事細かに利用の仕方、制限項目についてお示ししております。詳細は資料を御覧ください。

教育総務部の説明は、以上でございます。

学校教育部長

続きまして、学校の感染状況等について御説明いたします。はじめに、小中義務教育学校の児童生徒の感染状況についてであります。昨年9月14日以降、陽性者はおりませんでした。今月に入ってから資料のとおり増加している状況です。特に、先週から今週にかけてかなりの人数の陽性者が出ております。現在、2校各1学級で今月30日までの学級閉鎖を行っているところです。これまでの累計については、一昨年の8月に初めて児童生徒の陽性者が出て以降、教職員を含めて合計160名が陽性者となっている状況です。これまで、昨年8月の陽性者数が最多でありましたが、今月については、その時期と比べてもかなり多くの陽性者が出ており、オミクロン株の感染力が強いことが分かるかと思えます。感染経路については、今月の陽性者の58.1%が「家庭内感染」、「学校内感染」が17.5%、「学習塾・スポーツ少年団関係」が3.1%、感染経路不明を表す「その他」が21.3%となっており、感染経路不明が増加している状況です。

次に各学校への対応状況についてですが、年末年始にかけてオミクロン株の市中感染が増加したことから、3学期の開始前に各学校へ新型コロナウイルス感染症に係る対応について通知いたしました。これまで、文書を3回に渡り発出いたしましたが、今回まん延防止等重点措置が本市に適用されたことに伴い、昨日感染防止に係る対応について各学校へ改めて通知いたしました。通知内容につきましては、「教育活動の実施について」、「部活動の実施について」、「感染防止対策について」、「その他」、の4点についてであります。まず、教育活動の実施については、「感染リスクの高い学

習活動の停止」、「宿泊を伴う学校行事の停止」、「全校児童生徒が一堂を会して実施する学校行事の分散実施あるいはリモート実施」とすること。部活動の実施については、「オミクロン株の感染力の強さを鑑み、感染者又は感染疑いがある者が出た場合には速やかに活動を中止」をする。これ以外であって部活動を実施する場合でも、「個人又は少人数で活動し、1時間以内限定」する。「適用期間中に予定されている大会等については、感染状況を踏まえ参加等を十分に検討」すること。感染防止対策については、これまでどおり、「朝の検温、換気、マスクの着用等の徹底」、「教室等の常時換気と休み時間ごとの窓の全開による換気」などを中心に示しております。その他、については、今後、学級・学年閉鎖も想定されますので、その際に備えてタブレット端末等による学びの継続をお願いしております。

また、保護者の皆様に対しては、郡山市立学校での取組みについて、「教育活動の実施について」、「部活動等の実施について」、「保護者の皆様へのお願い」、の3点について、学校を通じて資料のとおり文書を配付しております。今後におきましても、保護者の皆様の御協力を得ながら、子供たちに感染を広げないよう感染対策を徹底してまいりたいと思います。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 次に、(2)「郡山市放課後児童クラブ条例の制定について」、事務局の説明を求めます。

こども政策課長 郡山市放課後児童クラブ条例の制定についてであります。放課後児童クラブにつきましては、放課後の児童に適切な遊びと生活の場を提供することを目的として整備及び運営をしているところでありますが、本市の放課後児童クラブは要綱に基づき運営を行ってまいりました。要綱とは、業務を円滑に実施するために市が定めた内規であり、市民に対して直接的な効果をもたらすものではなく、法的な拘束力があるものではございません。今後におきましては、放課後児童クラブの運営について条例を制定し、事業の継続性に法的拘束力を持たせ、利用者の権利の明確化を図りたいと考えております。

本市の放課後児童クラブは、女性の就業率の向上による利用者数の増加に伴い、施設を増設し、事業を拡大しているところです。現在、小学校 49

校、義務教育学校2校の計51校中、50校に放課後児童クラブを設置しており、来年度からは81クラブとなる予定です。クラブ数の増加に伴い、運営コストが増大し、市の公費負担も増大しているところです。令和4年度に向け17年ぶりに受益者負担の適正化を図る料金改定を行ったところですが、さらなる改定を含め、児童クラブの効率的な運営については、取り組むべき課題と考えております。それらの方針等を決定していく上で要綱という内部規定で進めるのではなく、条例制定によりまして、今後の運営方針等についても議会の議決を経て、利用者をはじめ、市民の皆様の理解を得て進めて行くべきものと考えております。

条例の要旨は、放課後児童クラブを公の施設と位置付け、施設の運営責任及び利用者からの費用徴収の根拠などの明確化を図りたいと考えております。また、受益者負担の適正化を進める上で、運営コストの抑制を図ることが利用者負担の抑制にもつながることから、民間活力の導入などの検討すべき手法の一つと考えておりますので、指定管理者制度の導入も視野に入れた規定にしたいと考えております。指定管理者制度は、公の施設をその事業のノウハウを有する民間事業者に管理運営を行わせる制度であり、市民サービスの向上と経費削減等を図ることを目的としております。地方自治法においても、公の施設の管理については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは指定管理者に公の施設の管理を行わせることができるとされています。

条例の概要については、設置については公設の児童クラブを公の施設と位置付け、児童クラブの名称、所在地を定義します。このことにより、クラブを新たな場所に開設する場合又は廃止するなどに議会の議決が必要となります。入会については、現在要綱においては民法上の契約とされておりますが、利用許可という行政処分になり、利用者にとってはその内容について不服申し立てを行うことが可能となります。利用料金については、使用料として定め、併せて低所得者への減免制度について規定いたします。児童クラブの管理については、指定管理者に行わせることができる規定を設け、その内容については、事業運営、入会許可、料金徴収、施設の維持管理としています。民間活力の導入については、今後早急に検討すべき課題と考えており、今後その検討の内容については、改めて委員の皆様のご意見を伺いたいと考えております。

また、条例の施行につきましては、1年間の経過措置を設け、2023年4月1日を施行期日にしたいと考えております。なお、今後の放課後児童クラブの運営については、現在の要綱によるものと同様としており、また、入会の条件や運営時間等の運営の規定内容については変更ありません。

経過措置については、現在利用料金は保護者が費用の徴収を担っておりますが、今後は使用料として市が徴収することとなるため、市及び金融機関のシステム改修などに準備期間が必要となることから、1年の期間を設けるものです。また、条例が施行されるまでは、現行の要綱により事業を継続することとしております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

藤 田 委 員 放課後児童クラブの廃止について、人数などの条件や基準が規定されるのでしょうか。

こども政策課長 特段廃止についての規定を設ける予定はございません。今回条例化することにより、新設同様、廃止する場合においても議会の議決を得なければならないと考えております。人数の減少などを理由とする廃止については想定しておらず、例えば学校が廃校になるというようなことがなければ廃止はないと考えております。

藤 田 委 員 運営コストを下げることはもちろん大事ですが、小規模のクラブとなるとある程度の公的な負担が他より必要になってきます。コスト意識が高まり過ぎると、廃止して利用者に別のクラブへ行ってもらおう、という考えになり兼ねないため、不平等が生じるのではないかと心配でしたが、そういった点を議会で判断いただけるということで良かったと思います。

教 育 長 その他、ございますか。

(なし)

教 育 長 次に「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告)

No	所 属 名	件 名
1	生涯学習課	令和4年郡山市成人のつどい実施報告について
		令和3年度第3回郡山市社会教育委員の会議について
2	美術館	企画展「やなせたかしの世界」について
		鑑賞学習対応について
		令和3年度第1回郡山市美術品収集評価委員会について
		諸設備点検等による臨時休館について
3	教育研修センター	令和3年度12月教職員研修の実施状況について

教 育 長 各課の報告が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおられませんので直ちに審議に入ります。

（「議案第1号」から「議案第3号」までの案件を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認。）

教 育 長 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御提案等ありますか。

（なし）

教 育 長 事務局から他にありますか。

（なし）

教 育 長 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和4年1月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後3時35分